

入 札 説 明 書

(一 般 競 争 入 札)

物 件 名

令和7年度宿泊体験型英語プログラム(イングリッシュキャンプ)
に係る手配業務委託

教育庁教育振興部
義務教育課

令和7年7月18日

入札説明書項目

- 入札手続について
- 入札日程表
- 仕様書
- 「入札保証金・契約保証金」についての注意事項
- 入札参加者心得
- 入札書及び記入例
- 委任状及び作成例
- 入札参加申請書及び記入例
- 仕様申立書及び記入例
- 入札質問書
- 保証保険記載例
- 業務履行証明書
- 業務委託契約書（案）
- 誓約書

入札手続について

- ・入札説明会はありません。
- ・入札参加希望者は次の注意事項及び入札説明書を熟読の上、入札をお願いします。
- ・提出期限は厳守してください。

1 入札参加申請について

入札参加条件は県ホームページ掲載の公告に記しています。

入札参加希望者は入札参加申請書の提出が必要です。

入札参加条件に適合しない者、入札参加申請書の提出がない者は、入札に参加することができません。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送 (簡易書留限定)	教育庁教育 振興部義務 教育課 学事企画係	入札日程表 のとおり	別紙「入札参 加申請書」	入札参加申請は、事業者の代表者又は競争入札参加資格審査申請時に提出している委任状に記載された支店長・営業所長等の代理人（以下「代理人」という。）が行ってください。 入札参加の可否は「入札参加確認通知書」により通知します。

2 仕様申立書の提出及び承認について

提供する業務が、仕様書に示す提供要件を満たすことの証明として、仕様申立書を令和7年7月28日（月曜日）午後3時00分までに提出し、承認を受ける必要があります。

提出した仕様申立書について説明を求められた時はこれに応じる必要があります。令和7年7月30日（水曜日）までに福岡県教育庁教育振興部義務教育課長の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとします。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
書面 (電子メール可)	教育庁教育 振興部義務 教育課 学事企画係	入札日程表 のとおり	別紙「仕様 申立書」	別紙「仕様申立書」作成例を参照してください。

3 質問の受付及び回答について

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議の申立てはできません。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
書面 (電子メール可)	教育庁教育 振興部義務 教育課 学事企画係	入札日程表 のとおり	別紙「入札 質問書」	入札方法等に関する一般的な質問は電話でも構いません。 回答は、福岡県ホームページに掲載します。

4 委任状について

入札手続は入札参加申請者である事業者の代表者又は代理人により行っていただきますが、委任状を提出することによりその手続を受任者に委ねることができます。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送 (簡易書留限定)	教育庁教育 振興部義務 教育課 学事企画係	委任事項発 生時	別紙「委任状」	別紙「委任状」作成例を参照してください。

5 入札保証金について

入札書を提出される際には、あらかじめ次の（１）により入札保証金を本県に納付していただきます。ただし、次の（２）又は（３）による場合は、入札保証金が免除されます。（詳細は、別紙「入札保証金・契約保証金についての注意事項」を参照してください。）

（１） 入札保証金を現金又は小切手により納付する場合

入札保証金は郵送での受付をしていません。

入札保証金を納付される入札参加者には入札書の持参をお勧めします。

納付された入札保証金は入札終了後（落札者は契約締結後）に還付します。

なお、落札者は入札保証金を契約保証金の一部に充当することもできます。

万一、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は本県に帰属します。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	教育庁教育振興部義務教育課学事企画係	入札日程表のとおり	保証金等納付書（委任状は別紙「委任状」を使用してください。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小切手は銀行振出小切手（振出人及び支払人が同一金融機関であるもの）に限定します。 ・ 提出先で準備している保証金等納付書（財務規則様式第144号）に必要な事項を記入し、次の①～③のいずれかの印を押印又は署名して納付してください。 ① 本県に登録している代表者印 ② 競争入札参加資格申請時に提出している委任状に記載された代理人の印 ③ 3により①、②の代表者等から委任を受けた委任状持参者は、受任者の私印

（２） 入札保証金を免除するため、入札保証保険証券を提出する場合

入札保証保険証券とは、保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときこれを証する書類です。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	教育庁教育振興部義務教育課学事企画係	入札日程表のとおり	入札保証保険証券の原本	封筒に入れ「氏名（法人名）」及び「令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）に係る手配業務委託に係る入札保証保険証券在中」と書いて提出。

（３） 入札保証金を免除するため、履行証明書を提出する場合

履行証明書とは、過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって履行したことを証する書類です。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	教育庁教育振興部義務教育課学事企画係	入札日程表のとおり	（別紙「履行証明書」を参照のこと）	封筒に入れ、「氏名（法人名）」及び「令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）に係る手配業務委託に係る履行証明書在中」と書いて提出。

6 入札書について

入札書記入に当たっての主な注意事項等は次のとおりです。

- (1) 電話、電報、FAX、電子メールその他の方法の入札は不可です。
- (2) 入札書の日付は、入札書提出日（開札日）としてください。
- (3) 日付がないもの又は日付に記載誤りがあるものは無効となるので十分注意してください。
- (4) 委任状を提出する場合は、入札書の記名は委任を受けた人の名前となります。
- (5) 委任状の提出がない場合は、本県に登録している代表者等の名前となります。
- (6) 入札書の書き方及び注意点は別紙「入札参加者心得」、「記入例」を御覧ください。
特に、¥マークの横の入札金額、記名がないもの、入札金額を訂正したものは無効となります。入札金額は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、契約希望金額の110分の100に相当する額を記載してください。
- (7) 入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (8) 入札は入札書を提出した事業者の代表者又は代理人等（4により委任状で委任を受けた受任者を含む。）（以下「入札者」という。）を立ち合わせて実施します。
- (9) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、入札を延期し、又は中止することがあります。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	教育庁教育振興部義務教育課学事企画係	入札日程表のとおり	別紙様式「入札書（見積書）（請書）」	封筒に入れ、「氏名（法人名）」及び「令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）に係る手配業務委託に係る入札書在中」と書いて提出。

7 開札

開札に当たっての主な注意事項等は次のとおりです。

- (1) 主な注意事項
 - ・ 本人確認のため、名刺をお持ちください。
 - ・ 委任状のない受任者は立ち会えません。
 - ・ 入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。
 - ・ 落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者のすべてが立ち会っている場合であって、そのすべての同意が得られればその場で再度の入札を行います。1回目の入札で有効な入札書を提出した者だけが再度の入札に参加できるものとします。
 - ・ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札で有効な最低価格の入札書を提出した者と随意契約を行うことがあります。
- (2) 開札の場所等

開札の場所	開札日時	注意事項
福岡県庁4階北棟 教育庁ミーティングルーム	令和7年7月31日（木曜日） 午前11時00分	その場で再度の入札を行う場合があるので、再度の入札の準備をお願いします。

入札日程表

令和7年度宿泊体験型英語プログラム(イングリッシュキャンプ)に係る手配業務		
18日	金	公告・入札説明書の配布開始
19日	土	
20日	日	
21日	月	
22日	火	
23日	水	
24日	木	入札説明書配布終了 入札参加申請締切 ~午後3時00分 質問締切 ~午後3時00分
25日	金	
26日	土	
27日	日	
28日	月	質問回答 仕様申立書提出締切 ~午後3時00分
29日	火	
30日	水	仕様申立書回答期限
31日	木	入札保証金の納付 ~午前9時30分 入札保証保険証券・履行証明書の提出 ~午前10時00分 入札書提出締切 ~午前10時00分 開札 午前11時00分

令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）に係る手配業務
委託仕様書

福岡県教育庁教育振興部義務教育課

1 目的

令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）をハウステンボスで実施するために必要な業務を委託するもの。

2 業務委託期間

契約締結の日から令和7年8月21日まで

3 委託業務内容

参加者（58名（中学生48名、引率者10名）程度。以下同じ。）の以下（1）～（4）に関する業務

（1）博多駅—ハウステンボス間往復輸送業務（貸切バス2台）

①行程

往路：8月18日（月）

9:00 JR博多駅（筑紫口）に参加者集合・バス乗車

9:20 JR博多駅（筑紫口）出発

（都市高速・九州自動車道経由）

11:50 ハウステンボス到着

復路：8月21日（木）

13:00 ハウステンボス出発

（都市高速・九州自動車道経由）

15:10 JR博多駅（筑紫口）到着・解散

②留意事項

ア 参加者が正座席に着席できるように大型バス1台、中型バス1台（計2台）を手配すること。

イ 義務教育課担当者と事前に行程について十分な確認を行い、必要に応じて休憩時間を設けるなど、参加者の体調に配慮すること。

なお、当日の状況に応じて出発時間が若干前後する可能性があること。

ウ 貸切バスを安全に利用するために、適切な準備及び運行管理に努めること。

エ 有料道路料金・離発着に伴う駐車料金、回送料金もバス料金に含めること。

オ 添乗は運転手のみとし、添乗員は必要ないこと。

（2）ハウステンボス内ホテルデンハーグ宿泊代金（3泊朝食付き）及び施設入場チケット（3日分）支払

以下のとおり当課にて予約済みであるため、ハウステンボスへの支払を行うこと。

※入札金額に含めるもの

生徒宿泊（トリプル） 13,120 円（税込）×42 名×3 泊 計 1,653,120 円
生徒宿泊（ツイン） 14,550 円（税込）×6 名×3 泊 計 261,900 円
ホテル宴会場 8/20 70,000 円
生徒施設入場料 6,800 円(8/18:3,800 円 8/19,20:1,500 円)×48 名 計 326,400 円
引率者施設入場料 7,500 円(8/18:4,500 円 8/19,20:1,500 円)×10 名
計 75,000 円

※入札金額に含めないもの（参加者負担）

引率者宿泊（ツイン） 14,550 円（税込）×10 名程度×3 泊 計 436,500 円程度
朝食 3,600 円（税込）×58 名×3 日 計 626,400 円

(3) ミールチケット（中学生 48 名×10,000 円分）手配

費用は参加者負担のため入札金額には含めないこと。

(4) 生徒からの食費徴収

(2) のうち生徒分朝食及び (3) を参加生徒から徴収すること。当課から生徒の氏名、住所等を提供するので、口座振込等により徴収すること。口座振込料については受託者負担とし、入札金額に含めること。

4 その他

(1) 業務の実施に当たっては、本事業関係者との連絡・調整を行った上で、当課担当者の指示に従うこと。また、必要に応じて、当課担当者との協議を行うこと。

(2) 参加者の安全確保のため、事故を未然に防止するための対策や緊急時の連絡網等を整備しておくこと。

(3) 参加者等の個人情報の取扱い及び管理に留意し、個人情報が外部に流出しないよう細心の注意を払うこと。

「入札保証金・契約保証金」についての注意事項 (熟読をお願いします。)

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（又はそれに代わるもの）を入札日程表に示す期限までに県に提出して頂く必要があります。

① 入札保証金を納める。

入札保証金となる金額は、入札しようとする金額の100分の110（＝税込み金額）の5%以上です。この場合、現金及び小切手とも「保証金等納付書」に記名押印又は署名していただきます。

「保証金等納付書」が必要な方は、教育庁教育振興部義務教育課にてお配りします。

入札保証金は、指定の納付日・納付時間内に納付してください。

② 入札保証保険に入ってその証券を提出する。

保険金額：入札しようとする金額の100分の110（＝税込み金額）の5%以上です。

保証期間：入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします。

特約条項：「定額てん補」の特約を付けてください。

③ 履行証明書を提出する。

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。証明書は、過去2年間のもの2件が必要です。

また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の100分の110（＝税込み金額）の、20%を超える同種の契約をいいます。

（例：250万円が入札金額の場合、契約希望金額が275万円となり、その20%となる55万円を超える契約（=550,001円以上）の実績が2件必要となります。）

「過去2年間の間」とは、本件入札の「開札日」から過去2年間の間に「納入年月日」が含まれていることを要件とします。（単価契約を実績として挙げる場合は、一度教育庁教育振興部義務教育課へご連絡ください。）

※履行期限ではありませんのでご注意ください。

様式は入札説明書中の「履行証明書」を参照のこと。

契約書の写しは証明書の代わりになりません。

【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取扱いですが、契約金額（税込み）に乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5%	10%
② 保証保険	5%	10%
③ 履行証明書	20%	20%

なお、入札保証金を納付された方が落札された場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することも可能です。

入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、全てを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないよう十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額の記載がないもの。又は入札金額を訂正した入札。
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札。
 - (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札。
 - (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札。
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額 100分の110＝税込金額）の100分の5に達しない入札。
 - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
 - (9) 入札書の日付のないもの、又は日付に記載誤りがある入札。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
また、入札書に記入する名前は、委任状に記入した名前を記入すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に記名押印又は署名したときであること。
と。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。
- 15 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。
- 16 入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

様式第131号その2(第154条、第167条)(物品購入用)

様式第132号その2(第163条、第167条)(")

(表)

入 札 書(見積書)(請書)

¥

履行期限	令和7年8月21日			履行場所	仕様書のとおり
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
令和7年度宿泊体験型英語プログラム(イングリッシュキャンプ)に係る手配業務	仕様書のとおり	1式			
合 計					

上記のとおり入札(見積)いたします。

福岡県 殿

年 月 日

住 所
氏 名

1 契約内容上記のとおり

2 契約金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。

なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

(裏)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等)。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県 殿

年 月 日

契約者住所

氏 名 印

- 備考 1 入札(見積)金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書(見積書)に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額(1円未満切捨て)を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額(1円未満切捨て)を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

入札参加資格者名簿に記載されている法人の
代表者本人が入札する場合の記入例

(表)

入札書(見積書)(請書)

¥ △△, △△△, △△△

**入札金額
(税抜き価格、訂正は不可)**

履行期限	令和7年8月21日		履行場所	仕様書のとおり	
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
令和7年度宿泊体験型英語プログラム(イングリッシュキャンプ)に係る手配業務	仕様書のとおり	1式	〇,〇〇〇	□□, □□□	
合	計			△△, △△△, △△△	

上記のとおり入札(見積)いたします。

福岡県 殿

開札日 → 年 月 日

住所 福岡市博多区〇〇〇〇

氏名 ●●●●(株)

代表取締役 △△ △△

1 契約内容上記のとおり

2 契約金額 ¥

3
金

以下記入不要

押印不要

4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかつたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があつたとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があつたとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

(裏)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等)。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県

殿

日

記入不要

印

- 備考 1 入札(見積)金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書(見積書)に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額(1円未満切捨て)を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額(1円未満切捨て)を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

代表取締役以外の者(委任を受けた代理人)
が入札する場合の記入例

(表)

入札書(見積書)(請書)

¥ △△, △△△, △△△

入札金額
(税抜き価格、訂正は不可)

履行期限	令和7年8月21日		履行場所	仕様書のとおり	
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
令和7年度宿泊体験型英語プログラム(イングリッシュキャンプ)に係る手配業務	仕様書のとおり	1式	〇,〇〇〇	□□, □□□	
合	計			△△, △△△, △△△	

上記のとおり入札(見積)いたします。

福岡県 殿

開札日 → 年 月 日

住所 福岡市博多区〇〇〇〇

氏名 ●●●●(株)

代表取締役 △△ △△

代理人 ■■ ■■

1 契約内容上記のとおり

2 契約金額 〇〇〇

3 密

以下記入不要

押印不要

4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかつたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があつたとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があつたとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

(裏)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等)。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県 殿

記入不要

日
印

- 備考 1 入札(見積)金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書(見積書)に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額(1円未満切捨て)を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額(1円未満切捨て)を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

委任状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)
住 所
会社名
氏 名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏 名

(委任事項)

令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）に係る手配業務

- 1 入札に関する事務
- 2 契約締結に関する業務
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

委任状作成例(名簿登載者から入札担当者への委任状)

委 任 状

令和7年〇月〇〇日

福岡県知事 殿

資格者名簿に登載されている代表者(本社で登載されている場合は代表取締役、支店等で登載されている場合は支店長等の氏名) 押印は不要です。



(委任者)

住 所 〇〇〇・・・

会社名 〇〇〇・・・

氏 名 〇〇〇・・・

下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者)氏 名 〇〇〇〇(押印不要)

(委任事項)

令和7年度宿泊体験型英語プログラム(イングリッシュキャンプ)に係る手配業務

- 1 入札に関する事務
- 2 契約締結に関する業務
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

- 1 資格者名簿に登載されている代表者(本社で登載されている場合は代表取締役、支店等で登載されている場合は支店長等)が、入札を代理人(入札担当者)に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。
- 2 委任者の欄には資格者名簿に登載されている代表者名を記載してください。
- 3 委任者及び代理人氏名欄の押印は不要です。

令和 年 月 日

入札参加申請書

福岡県教育庁教育振興部義務教育課長 殿

事業者住所

事業社名

代表者名

資格者番号^{※1}

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）に係る手配業務委託
申請者の登録業種	
申請者の入札参加資格における格付け ^{※2}	AA ・ A
（入札参加申請締切日において） 会社更生法（平成14年法律第154号） に基づく更正手続開始の申立て又は民事 再生法（平成11年法律第225号）に基づく 再生手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
（入札参加申請締切日において） 国、都道府県及び市町村より指名停止期間 中であるか	期間中である ・ 期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金・小切手・ 入札保証保険証券・履行証明書

※1 競争入札参加資格申請時に、県外に本店があり、代表者が代理人（支店長・営業所長等）に委任している場合は、代理人名・住所となります。

※2 入札参加資格決定通知書に記載されています。

担当者

氏名	電話番号	メールアドレス (入札参加確認通知書送付先)

令和 年 月 日

<記入例>入札参加申請書

福岡県教育庁教育振興部義務教育課長 殿

資格者名簿に登載されている代表者（本社で登載されている場合は代表取締役等、支店等で登載されている場合は支店長等名押印は不要です。）



事業者住所 ○○○・・・

事業社名 ○○○・・・

代表者名 ○○○・・・

資格者番号^{※1} ○○○・・・

(9で始まる8桁の番号です)

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）に係る手配業務委託
申請者の登録業種	○○○・・・
申請者の入札参加資格における格付け ^{※2}	AA ・ A
（入札参加申請締切日において） 会社更生法（平成14年法律第154号） に基づく更正手続開始の申立て又は民事 再生法（平成11年法律第225号）に基づく 再生手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
（入札参加申請締切日において） 国、都道府県及び市町村より指名停止期間 中であるか	期間中である ・ 期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金・小切手・ 入札保証保険証券・履行証明書

いずれか該当するものを○で囲む

※1 競争入札参加資格申請時に、県外に本店があり、代表者が代理人（支店長・営業所長等）に委任している場合は、代理人名・住所となります。

※2 入札参加資格決定通知書に記載されています。

担当者

氏名	電話番号	メールアドレス (入札参加確認通知書送付先)

仕様申立書

令和 年 月 日

福岡県教育庁教育振興部義務教育課長 殿

申請者所在地
名称

令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）に係る手配業務における仕様書の要件を、以下のとおり満たしていることを証明します。

頁	項目		仕様記述	備考
1	3	(1)	博多駅—ハウステンボス間往復輸送業務 ②留意事項 ア 貸切バス	
2	3	(4)	生徒からの食費徴収	

どのような方法で仕様を実現するかを具体的に記述すること。

仕様申立書

記入例

令和7年●月●日

福岡県教育庁教育振興部義務教育課長 殿

申請者所在地
名称

令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）に係る手配業務における仕様書の要件を、以下のとおり満たしていることを証明します。

頁	項目		仕様記述	備考
1	3	(1) 博多駅—ハウステンボス間往復輸送業務 ②留意事項 ア 貸切バス	・大型バス（正座席○席、補助席○席） ・中型バス（正座席○席、補助席○席）	
2	3	(4) 生徒からの食費徴収	各生徒自宅に請求書を郵送し、当社口座に振り込ませる。	

どのような方法で仕様を実現するかを具体的に記述すること。

令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）に係る手配業務委託における入札質問書

質問日：令和 年 月 日

会社名：

担当者：

連絡先：

令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）に係る手配業務委託の入札に関して、以下のとおり質問を提出します。

No	仕様書該当箇所	質問内容 (質問ごとに行を分けること。)
1		
2		

質問書送付先：教育庁教育振興部義務教育課学事企画係 野田 宛

e-mail：noda-m8338@pref.fukuoka.lg.jp

送付後は必ず、確認のお電話をお願いします。

福岡県教育庁教育振興部義務教育課学事企画係 野田 TEL：092-643-3908

令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）に係る手配
業務委託契約書（案）

福岡県（以下「委託者」という。）と_____（以下「受託者」という。）
とは、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により、次のとおり委託契約を締結し、信義に
従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務名）

第1条 業務名は、令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）に係
る手配業務（以下「業務」という。）とする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約締結の日から令和7年8月21日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料は、金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税
の額_____円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条各号により減免できる場合のほかこれを
徴する。

（法令等の遵守）

第5条 本業務の実施にあたっては、仕様書のほか、仕様書記載の関係法令等に準拠しなけ
ればならない。

（秘密保持）

第6条 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく外部に貸与又は使用させ
てはならない。

（個人情報の保護）

第7条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別
記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（業務の監督）

第8条 委託者は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、受託者の業務
の実施状況等について受託者の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができ
る。

2 受託者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

（業務実施の確認）

第9条 受託者は、仕様書に定めるとおり委託業務を処理し、委託者による業務の履行確認
を受けなければならない。

2 修正が必要な場合は速やかに委託者の指示のもと修正を行うものとし、その費用につい
ては全て受託者の負担とする。

（委託料の支払）

第10条 受託者は、前条第1項の規定による履行確認を受けたときは、委託者が指定する請
求書により委託者に請求するものとする。

2 委託者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に、受託者に委託料を支払うもの

とする。

(損害賠償)

第 11 条 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、委託者にその状況及び内容を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

2 前項の場合において、委託者の責に帰すべき理由によるものを除き、受託者はその生じた損害を賠償する責任を負う。

(危険負担)

第 12 条 納入前に成果物に滅失又は損害が生じた場合は、委託者の責めに帰すべき理由によるものを除き、その復旧に要する費用は受託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第 13 条 委託者は、受託者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、委託者が必要と認める方法により履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 委託者は、受託者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 委託者は、納品時から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(仕様変更)

第 14 条 委託者は、業務に関連する法令の改正等にともない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受託者と協議の上、仕様書を変更することができる。

2 前項の場合において、委託料の変更額は、委託者と受託者が協議して定める。

(事情変更による委託料の変更)

第 15 条 委託者又は受託者は、前条の場合によるほか、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不相当となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認めら

れるときは、委託料の変更額は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

(委託者の催告による解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受託者に損害があつても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第13条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、委託者がこの契約を解除したときは、受託者は違約金として、委託者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を委託者に支払わなければならない。この場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

(委託者の催告によらない解除権)

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があつても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
- 二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- 三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
- 四 解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- 五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があつても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 前項各号に定めるもののほか、受託者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
- 二 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないのでその

時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

七 第25条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

八 第25条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

九 受託者が委託者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 前二項の規定により、委託者がこの契約を解除したときは、受託者は違約金として、委託者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を委託者に支払わなければならない。この場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 前項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。
(暴力団排除)

第18条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。
(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 前三条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第20条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受託者の催告によらない解除権)

第21条 受託者は、第14条の規定による仕様変更により委託料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条第1項又は前条第1項に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(再委託の禁止)

第23条 受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

(遅滞損害金)

第24条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ、委託料の年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第25条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 委託者は、受託者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受託者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を委託者に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第26条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(協議)

第 27 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

委託者

福岡県

代表者

福岡県知事

服部 誠太郎

受託者

住所

氏名

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

(作業場所等の特定)

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製等の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定(台数管理、盗難防止措置を含む。)、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入(最新化)をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧(窃取)防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。
- 3 乙は、第1項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

(調査)

第15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(運搬)

第18 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 甲は委託者である福岡県を、乙は受託者を指す。
- 2 前記特記事項中第1、第2、第4、第11から第14まで及び第19に掲げる事項については、必須事項である（契約書中に別に定めがある場合を除く。）が、その他委託事務の実態に即して、適宜必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。
- 3 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。

(表)

誓 約 書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 令和7年度宿泊体験型英語プログラム(イングリッシュキャンプ)に係る手配業務委託契約書第18条(以下「暴力団排除条項」という。)第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<令和7年度宿泊体験型英語プログラム（イングリッシュキャンプ）に係る手配業務委託契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第18条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。